

令和3年度財政援助団体等監査報告書

(公の施設の指定管理者監査)

I 適用した監査基準

本財政援助団体等監査は、大仙市監査委員監査基準に準拠して実施した。

II 監査等の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

III 監査の対象

1 監査の対象事務

地方自治法244条の2第3項に定める指定管理者の出納その他の事務の執行を対象とした。

2 監査の対象期間

令和2年4月1日～令和3年3月31日

※必要に応じて対象期間以前及び対象期間以降監査日までの状況も対象とした。

3 監査の対象団体・所管部署

令和2年度に指定管理者制度を導入している施設のうち14施設を抽出し、抽出した施設の指定管理者9団体、市所管部署8部署について対象とした。

施設名	指定管理者	所管課
大曲地域職業訓練センター	職業訓練法人大曲仙北職業訓練協会	商工業振興課
大仙市神岡生産物直売・食材供給施設	株式会社神岡ふるさと振興公社	神岡支所市民サービス課
大仙市八乙女交流センター	むつみ造園土木株式会社	中仙公民館
八乙女温泉さくら荘	むつみ造園土木株式会社	中仙支所市民サービス課
大仙市営八乙女球場	むつみ造園土木株式会社	中仙公民館
大仙市八乙女運動公園テニスコート	むつみ造園土木株式会社	中仙公民館
荒川福祉会館	荒川福祉会館運営委員会	協和支所市民サービス課
水沢世代交流福祉館	水沢温泉運営委員会	協和支所市民サービス課
沢内高齢者健康増進ふれあい館	沢内自治会	協和支所市民サービス課
大仙市南外ふるさと館	厚生ビル管理株式会社	南外支所市民サービス課
大仙市営仙北球場	株式会社オーエンス	仙北公民館
大仙市ふれあい体育館	株式会社オーエンス	仙北公民館
大仙市仙北健康広場（屋内・屋外ゲートボール場、テニスコート、運動広場）	株式会社オーエンス	仙北公民館
太田北部墓園	太田町北部墓園使用者組合	太田支所市民サービス課

IV 監査の着眼点

1 指定管理者関係

公の施設の管理が関係法令の定めるところにより適切に管理されているかを主眼として実施した。また、協定に基づく義務の履行が適切に行われているかを主眼として監査した。

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- エ 利用促進のための努力はなされているか。
- オ 他の事業との会計年度、会計区分は明確になっているか。
- カ 公の施設の管理に係る会計処理は適正になされているか。また、出納関係帳簿や領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- キ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

2 所管部署関係

公の施設の管理を行わせる団体の指定が適正に行われているかを主眼として実施した。また、指定管理者に対し適時かつ適切に報告を求めるとともに協定書に基づき適切な管理がなされるように指導監督が行われているかを主眼として監査した。

- ア 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
- イ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ウ 管理に関する経費の算定、支出の方法、支出の時期、手続等は適正になされているか。また、令和2年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部事業の見送りや一定期間の施設閉鎖など、事前に定められた業務実施条件等を変更しているケースがある場合は、その取扱いについて協議を経て適切に決定されているか。
- エ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- オ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- カ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に意を払い、利用の奨励に努めているか。

V 監査の主な実施内容

1 予備監査

大仙市監査委員監査基準に基づき、下記の事項について監査対象部署から関係資料等の提出を求め、書面確認による予備監査を行った。

- (1) 指定管理施設及び指定管理者等の概況
- (2) 指定管理者指定申請書及び添付資料
- (3) 利用料金制度導入に関する市長からの承認通知書
- (4) 基本協定書及び令和2年度の年度協定書

- (5) 指定管理者の業務範囲に関する仕様書
- (6) 令和2年度の事業計画書及び事業報告書
- (7) 所管部署で作成した基準費用積算書（令和2年度分）
- (8) 指定管理者との協議等に係る記録
- (9) その他指定管理に関する関係書類

2 本監査

予備監査終了後、監査委員による本監査として、指定管理者及び対象部署に対して対面による質疑及び関係帳簿類等の確認を行った。

VI 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

予備監査は監査委員事務局で行い、本監査は対象部署の所在する施設内において実施した。

2 日程

- 9月 7日 各部署への監査の実施通知
- 9月24日～10月 5日 予備監査
- 10月 8日～10月18日 監査委員による本監査（対面監査）
- 11月 1日 監査結果の報告 監査委員合議
- 11月 2日 部長講評
- 11月19日 監査結果報告書の提出

VII 監査の結果

上記IV及びVにより監査した限りにおいて、監査の対象となった指定管理者の出納その他の事務の執行が概ね適正に行われていると認める。

VIII 監査の意見

1 利用料金について

利用料金について、次のような事項が認められたので改善されたい。

(1) 利用料金の公告について

市が利用料金を承認したときは利用料金を公告する旨が各公の施設に係る設置条例（以下、「設置条例」という。）で規定されているが、実施していないところがあったこと。

(2) 利用料金の承認手続きについて

「生涯学習施設及びスポーツ施設の料金の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例」が令和元年10月1日より施行されたことに伴い、仙北球場及び仙北ふれあい体育館の使用料が改正された。

この改正に伴い、設置条例に基づく利用料金変更承認の手続きが必要であったが、当

該手続きがなされていなかったこと。

(3) 設置条例における利用料金に関する規定について

①八乙女交流センターの利用料金承認手続きについて

大仙市八乙女交流センター条例第 10 条には、利用料金の承認手続きは教育委員会が行うと規定されているが、実際の承認手続きは市長名で行われていた。

使用料の徴収権限は地方自治法第 149 条第 3 号の規定により長にあるため、教育委員会の管理に属する施設であっても、利用料金の承認は長が行うものであると考えられることから、条例を改正されたい。

②大仙市仙北健康広場条例及び大仙市営野球場条例について

大仙市仙北健康広場条例第 11 条及び大仙市営野球場条例第 13 条において、利用料金について規定しているが、それらの条文の一部に規定の整備を要するところがあるので、両条例について所要の改正をされたい。

2 指定管理者基本協定書への対応について

指定管理者基本協定書（以下、「基本協定書」という。）への対応について、次のような事項が認められたので改善されたい。

(1) 第三者への委託について

基本協定書に、「指定管理者は、事前に市の承認を受けた場合を除き、本業務の一部を第三者に委託してはならない。」と規定されている。これにより、指定管理者は施設の維持管理を第三者へ委託する場合は市へ申請し、市はこれに対して契約内容を確認のうえ承認書を発出することになるが、この手続きが実施されていないところがあったこと。

(2) 事業計画書について

基本協定書には、「指定管理者は毎年度市が指定する期日までに事業計画書を提出し、市の確認を得なければならない。」と規定されているが、事業計画書が提出されていないところ、提出された事業計画書の記載が基本協定書で定める項目を満たしていないところがあったこと。

(3) 事業報告書について

基本協定書には、「指定管理者は毎年度終了後 60 日以内に事業報告書を提出し、市の確認を得なければならない。」と規定されているが、提出された事業報告書の記載が基本協定書で定める項目を満たしていないところ、事業報告書の確認がなされていないところがあったこと。このうち事業報告書の確認については、今回の監査を通じて課題があると思われることから、項を改めて述べることにする。

(4) アンケート等の実施及び自己評価について

基本協定書添付の管理業務仕様書では、指定管理者が施設利用者の利便性の向上を図

るためアンケート等の実施や利用実績の分析等による自己評価を行い、その改善策を事業報告書とあわせて報告することとなっているが、報告がなされていないところが散見されたこと。

(5) 年度協定書の変更手続きについて

大曲地域職業訓練センターの指定管理者から新型コロナウイルス感染症の影響による利用者数の減などにより、収支状況が悪化しているため年度協定書で定める指定管理料の支払い時期を変更して欲しいとの申し出があり、変更協定書を締結して支払い時期の変更を行った。

しかし、指定管理者からは申出書が提出されておらず、指定管理者との協議記録も作成されていなかった。

基本協定書第 48 条第 1 項には、市と指定管理者間の申出等は、特別の定めがある場合を除き、書面により行わなければならないと規定されていることから、指定管理者からの申し出については書面により行うよう指導されたい。また、基本協定書に基づく協議を実施した場合は、その経過を明らかにする記録を作成されたい。

(6) 連絡調整会議について

基本協定書に「市及び指定管理者は、本業務を円滑に実施するため、連絡調整会議等を開催する。」と規定されているが、協議の経過記録が残されていないところがあったこと。

(7) リスク分担について

基本協定書別紙 3 のリスク分担表で指定管理者が負担することとしている修繕について、市が施設の修繕を実施していたところがあったこと。

3 指定管理期間の延長手続きについて

大仙市南外ふるさと館については、平成 27 年度から令和元年度までの 5 年間を期間として指定管理者の指定を行ったが、令和 2 年度については、市内温泉施設の今後の方向性を検討するための見直し期間として、従前の指定管理者が指定管理を行うこととなった。

その際、当初は指定管理者との協議の結果、期間を延長することで手続きを進めていたが、議会に上程された議案は新たに令和 2 年度を期間とする指定管理者の指定を行う内容となっていた。

しかし、新たに指定管理者を指定する場合は、指定申請等を含め、「大仙市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」で定める手続きが必要であるところ、そうした手続きは行われていなかった。

こうした顛末は、指定管理期間の延長に関する取扱い方が明示されていなかったことに起因するものと考えられることから、「大仙市指定管理者制度に係る運用指針」を改定し、指定管理期間の延長が必要な場合における取扱い方を定められたい。

4 新型コロナウイルス感染拡大に伴う市からの休業要請に対する休業補償について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置の実施地域に秋田県全域が指定されたことを受け、市では令和2年4月24日から5月10日までの間、指定管理施設に対し休業要請を行った。

この休業要請に伴う損失補償については、基本協定書第33条第3項に基づく不可抗力の発生に起因して発生した損害として、市から指定管理者に対し休業支援金を交付した。

しかし、同条は指定管理者から申し立てのあった不可抗力の発生に起因した損害について双方協議の上で負担等を決定する内容であることから、適用条文としては適切でないと考えられる。

今回のケースは、基本協定書第11条に規定する業務範囲及び業務実施条件の変更が生じたケースとして整理することが適当であると考えられることから、今後は基本協定書の条文に則した手続きを行われたい。また、基本協定書に基づく協議を実施した場合は、その経過を明らかにする記録を作成されたい。

5 八乙女温泉さくら荘（以下、「さくら荘」という。）について

さくら荘は、建屋の老朽化に伴い温泉機能を令和2年4月1日より八乙女交流センター内に移転し、建屋の利用を廃止した。

しかし、さくら荘が廃止になるといった誤解が生じないようにしたいなどの理由により、さくら荘に係る設置条例はその一部を改正したうえで存続している。

現状において、八乙女交流センターと一体化しているさくら荘について、さくら荘に係る設置条例を残しておくことは、物的施設を中心とした住民の利用に供する施設という公の施設の考え方と乖離しており、また、その実益も乏しいものと考えられる。

さくら荘の位置付けや機能統合について、これまで様々な事情があったことは理解できるが、令和元年6月に施行された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」により、条例で定めることにより社会教育機関の事務の全部または一部について市長が管理・執行することが可能となるなど、状況の変化もあることから、公の施設としての八乙女交流センターとさくら荘の在り方について調査研究を進められたい。

6 水沢世代交流福祉館について

水沢世代交流福祉館については、市と地権者との間で土地賃貸借及び温泉使用契約書を締結し、市が当該施設に係る敷地賃借料と温泉使用料を地権者に支払っているほか、指定管理者も敷地管理料という名目で市の敷地賃借料とほぼ同額を地権者に支払っていた。

指定管理者の説明では、温泉の使用に関する権利料を払っているとのことであったが、その支払いについては、契約関係が不明であり、市が算定する基準費用額の算定項目にも入っていなかった。

市の「公の施設」は、市が設置するものであることからすれば、施設設置に係る経費は市で負担すべきものと考えられる。加えて、地権者に対する二重払いや基準費用額の過大算定の可能性もあることから、これまでの経緯を含め、市、指定管理者及び地権者の関係を再確認するとともに、市と指定管理者との経費負担について、精査のうえ整理されたい。

7 事業報告書の内容確認及び業務実態の把握について

今回の監査を通じて、本来は指定管理に関する業務に含まれると思われる業務を指定管理者の自主事業として実施していたり、指定申請書に記載されている提案内容の確認が十分になされていないなど、所管部署において指定管理者の業務実態の把握が適切になされていないと思われる事例が複数見受けられた。

こうした状況は指定管理施設における問題把握の遅れや基準費用額算定の妥当性に疑義が生じる可能性があることから、指定管理者から提出される事業報告書の内容や業務実態、指定管理に関する収支の詳細を的確に把握し、指定管理者制度の適正な運用に努められたい。

8 指定管理者の管理運営に関する評価について

市では、指定管理者が提供する公共サービスの水準を評価し、その結果を元に指定管理者と協議、あるいは指導、助言を行うことで施設の有効利用、市民サービスの向上などに的確に反映させるため、年度における中間及び最終の評価を行っている。

今回の監査において、所管部署に対し評価シートの評価方法や評価内容に対する考え方を聴取したところ、部署によりその基準が異なっていたほか、業務内容の把握が不十分のまま評価していたところが複数見受けられた。

令和2年度分の評価から評価シートが市のホームページで公開されていることを踏まえ、所管部署においては、指定申請書に記載されている提案内容の進捗状況について、協議や事業報告書の確認などにより十分な把握に努めるとともに、指定管理者制度を所管する総務課においては評価事務要領に評価基準を明確に定めるなど、統一された評価となるよう取組まれたい。